

議 事 録

会議名		釧路市障がい者自立支援協議会 第2回 教育・療育部会
事務局		釧路市福祉部障がい福祉課 釧路市障がい者基幹相談支援センター
開催日時		令和4年11月1日(火) 15:00~16:00
開催場所		釧路市防災庁舎5階会議室
出席者	部会員	出席者 10名 池田部会長（釧路市児童発達支援センター） 高野副部会長（サポートルームのおと） 高谷（くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん） 浜田（釧路養護学校 高等部） 國方（釧路養護学校 小学・中学部） 金岡（釧路鶴野支援学校） 犬養（釧路鶴野支援学校） 大水（釧路保健所） 及川（釧路市こども保健部 健康推進課） 高田（市立釧路総合病院医療連携室） （敬称略）
	その他	なし
	傍聴者	なし
	事務局	出席 5名 笠井専門員、芹田専門員、西村主事（釧路市福祉部障がい福祉課） 金子（釧路市障がい者基幹相談支援センター）
会議次第		1.開会 2.挨拶 教育・療育部会長 池田 和騎 3.議事 (1)児童福祉法等の一部改正について(概要) 釧路市障がい者基幹相談支援センター 金子 一也 (2)難聴児実態調査について 釧路市福祉部障がい福祉課 芹田専門員 (3)釧路市障害児通所支援事業所情報の更新に関わる周知について 教育・療育部会長 池田 和騎 (4)第7期障がい福祉計画・第3期障がい福祉計画の策定について 釧路市福祉部障がい福祉課 笠井専門員 (5)その他 4.閉会

議 事 内 容

1.開会

2.挨拶

釧路市障がい者自立支援協議会 教育・療育部会長 池田 和騎

3.議事

(1)児童福祉法等の一部改正について(概要)

釧路市障がい者基幹相談支援センター金子氏より、児童福祉法の一部改正の概要について説明。(厚生労働省の HP より資料抜粋)

- ・令和 3 年度、児童発達支援事業所、放課後デイサービス等の報酬体系の見直しが行われ、個別サポート加算 1,2 の創設や、より専門的な支援を必要とする児童について手厚いサポートがなされている。
- ・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化、事業の拡充として子ども家庭支援センターの設置、妊産婦への支援計画(サポートプラン)の作成等が記載されている。また、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の種類(福祉型、医療型)についても一元化がおこなわれる。
- ・放課後等デイサービスの対象児童は「学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障害児」を対象にしていたが、発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については放課後等デイサービスの給付決定を行うことが可能となる。

(池田部会長)

補足として児童発達支援センターの強化については、専門性を生かしながら、各地域、事業所等と連携をすることとなっているが、具体的な方策については今後の検討課題である。

(2)難聴児実態調査について

事務局(障がい福祉課 芹田専門員)より令和 3 年度の実態調査資料に基づき説明。

- ・難聴児の把握の方法や人数、手帳の所持等・療育の状況の実態
- ・経年的な調査の結果・難聴児の補聴器の補助の実施、各市町村の状況
- ・今年度の調査については、後日協力依頼する。

<意見等>

(釧路鶴野支援学校 金岡氏)

- ・軽度中等度難聴児助成は、釧路管内での実施は 50%、釧路市、釧路町は実施している。
- ・中等度から重度の手帳に該当するくらいの難聴児は 1000人に 1 人から 2 人といわれて

いるが、軽度から中等度のお子さんはそれ以上にいると思われる。

- ・最近増加傾向にある相談は軽度、中等度、片耳難聴のお子さんで、生活自体には問題はないが学習場面、特にオープン教室では困り感を抱えており、鶴野支援学校がパートナーズティーチャーの派遣依頼を受けている学校 20 校うち、17 校に軽度難聴・片耳難聴のお子さんがいる状況である。
- ・鶴野支援学校では、0 歳～2 歳が乳幼児相談室、3歳～5歳が幼稚部、小学部、中学部までが聴覚障害、高等部は知的障害になる。聴覚障害の高等養護学校は小樽の銭函にある。
- ・耳に関する相談は、保護者からの連絡により鶴野支援学校の聴覚部門に相談頂ければ、対応が可能である。

(3)釧路市障害児通所支援事業所情報の更新に関わる周知について

池田部会長より説明。

- ・通所支援事業所情報については、例年当部会で情報をとりまとめ各所へ配布をしている。作業予定として 11 月頃に各事業所に事前周知の案内を配布、12 月頃に各事業所に調査の依頼をし、2 月頃までに情報集約し完成となる見込みである。
- ・教育療育部会内では例年、新年度の第 1 回目の部会で配布しているが、早く情報が必要な場合は 3 月頃に直接、障がい福祉課に提供を依頼願いたい。

(4)第7期障がい福祉計画・第3期障がい福祉計画の策定について

事務局(障がい福祉課 笠井専門員)より説明。

第6期障害福祉計画、第 2 期障害児福祉計画は令和 3 年度から令和 5 年度の 3 ケ年の計画であり、令和 6 年度からの新計画策定にあたり、予定スケジュールを説明。

<質疑>

(くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん 高谷氏)

この計画は、北海道で骨子ができてから具体案策定の動きとなるか。

(池田部会長)

現状はスケジュールが示されたのみとなっている。

(5)その他

(くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん 高谷氏)

児童福祉法の改正についての情報は、放課後等デイサービスの事業所には別途案内等で知らせる予定はあるか。また、部会の中で特に周知を実施する予定はあるか。

[事務局] (釧路市障がい者基幹相談支援センター 金子氏)

各事業所自身で内容を確認することにはなっているが、より広く周知するために情報の伝達方法などは今後検討の余地があると思われる。

・研修会開催案内

[釧路市障がい者基幹相談支援センター 金子氏より]

11月23日 釧路市、障がい者基幹相談支援センター主催の「意思決定支援について」
又村あおい氏による講演会を釧路生涯学習センターにて開催予定。

[釧路鶴野支援学校 犬養氏より]

11月23日 特別支援教育学会主催「不登校についての講演会」を釧路教育大学で開催予定。

4.閉会